

法令名	計量法
根拠条項	計量法第 16 条第 1 項第 2 号イ
許可等の種類	特定計量器の検定
法令の定め	計量法第 7 1 条 (合格条件) : 審査基準 計量法施行令第 2 条 (特定計量器) : 対象 第 18 条 (検定証印等の有効期間のある特定計量器) 特定計量器検定検査規則 全般
審査基準	
標準処理期間	総期間 20 日・丹 (注: 休日は含まない。) 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 20 日・丹 ()
処分担当課	北海道計量検定所 業務課 (電話番号: 011-572-1787、1772) 又は各支所 (函館、旭川 釧路、北見)
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/krk/shinsakijun.htm 法令の定めに尽くされているため審査基準は設定していない。

法令名	計量法
根拠条項	計量法第16条第3項
許認可等の種類	車両等装置用計量器の装置検査
法令の定め	計量法第75条(装置検査): 審査基準 計量法施行令第21条(装置検査証印の有効期間): 1年 特定計量器検定検査規則第22条(装置検査): 技術上の基準と検査方法 第104条(器差検査の方法) 第105条(第一種検査) 第106条(第二種検査) 第108条(合格条件)
審査基準	
標準処理期間	総期間 20日・丹 (注: 休日は含まない。) 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 20日・丹 ()
処分担当課	北海道計量検定所 業務課(電話番号: 011-572-1772) 又は各支所(函館、旭川 釧路、北見)
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/krk/shinsakijun.htm 法令の定めによくされているため審査基準は設定していない。

法令名	計量法
根拠条項	計量法第17条第1項
許可等の種類	特殊容器の指定製造者の指定
法令の定め	計量法第60条(指定の基準) 計量法施行規則第30条(指定の基準)
審査基準	
標準処理期間	総期間 60日・丹 (注: 休日は含まない。) 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 60日・丹 ()
処分担当課	北海道計量検定所 業務課 (電話番号: 011-572-1787)
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/krk/shinsakijun.htm 法令の定めによくされているため審査基準は設定していない。

法令名	計量法
根拠条項	計量法第 20 条第 1 項
許可等の種類	指定定期検査機関の指定
法令の定め	計量法第 28 条 (指定の基準) 通商産業省令第 72 号 (平成 5 年 10 月 28 日) 「指定定期検査機関、指定検定機関及び指定計量証明検査機関の指定等に関する省令」 第 2 条 (指定の基準)
審査基準	
標準処理期間	総期間 45 日・丹 (注: 休日は含まない。) 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 45 日・丹 ()
処分担当課	北海道計量検定所 業務課 (電話番号: 011-572-1788)
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/krk/shinsakijun.htm 法令の定めに尽くされているため審査基準は設定していない。

法令名	計量法
根拠条項	計量法第102条第1項
許認可等の種類	基準器検査
法令の定め	計量法第102条第2項(基準器検査):受検できる者 " 第103条(合格条件):審査基準 基準器検査規則全般
審査基準	
標準処理期間	総期間 30日・丹 (注:休日は含まない。) 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 30日・丹 ()
処分担当課	北海道計量検定所 業務課(電話番号:011-572-1787、1772) 又は支所(函館、旭川 釧路、北見)
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/krk/shinsakijun.htm 法令の定めに尽くされているため審査基準は設定していない。

法令名	計量法
根拠条項	計量法第107条
許可等の種類	計量証明事業の登録
法令の定め	計量法第109条（登録の基準） 計量法施行規則第41条（登録の基準） 通商産業省告示第549号（平成5年11月1日） 「計量証明に必要な知識経験を有することに関する基準を定めた件」
審査基準	
標準処理期間	総期間 15日・丹（注：休日は含まない。） 経由機関 日・月（ ） 協議機関 日・月（ ） 処分機関 15日・丹（ ）
処分担当課	北海道計量検定所 総務課（電話番号：011-572-1786）
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/krk/shinsakijun.htm 法令の定めに尽くされているため審査基準は設定していない。

法令名	計量法
根拠条項	計量法第115条
許可等の種類	計量証明事業の登録証の再交付及び登録簿の謄本の交付
法令の定め	計量法施行規則第46条第1項 計量証明事業の登録証の再交付に係る申請 計量法施行規則第48条 計量証明登録簿の謄本の交付に係る請求
審査基準	
標準処理期間	総期間 15日・丹 (注：休日は含まない。) 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 15日・丹 ()
処分担当課	北海道計量検定所 総務課 (電話番号：011-572-1786)
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/krk/shinsakijun.htm 法令の定めにくくされているため審査基準は設定していない。

法令名	計量法
根拠条項	計量法第116条第1項
許認可等の種類	計量証明検査
法令の定め	計量法第118条（計量証明検査の合格条件）：審査基準 特定計量器検定検査規則第51条（性能に係る技術上の基準） 第52条（使用公差） 第53条（性能に関する検査の方法） 第54条（器差検査の方法） 第3章（質量計） 第20章（騒音計） 第21章（振動レベル計） 第22章（ジルコニア式酸素濃度計等） 第24章（ガラス電極式水素イオン濃度指示計） 附則第12章
審査基準	
標準処理期間	総期間 20日・丹（注：休日は含まない。） 経由機関 日・月（ ） 協議機関 日・月（ ） 処分機関 20日・丹（ ）
処分担当課	北海道計量検定所 業務課（電話番号：011-572-1788） 又は各支所（函館、旭川 釧路、北見）
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/krk/shinsakijun.htm 法令の定めによくされているため審査基準は設定していない。

法令名	計量法
根拠条項	計量法第117条
許認可等の種類	指定計量証明検査機関の指定
法令の定め	計量法第121条第2項で準用される同法第28条（指定の基準） 通商産業省令第72号（平成5年10月28日） 「指定定期検査機関、指定検定機関期間及び指定計量証明検査機関の指定等に関する省令」 第17条（指定の基準）
審査基準	
標準処理期間	総期間 60日・丹（注：休日は含まない。） 経由機関 日・月（ ） 協議機関 日・月（ ） 処分機関 60日・丹（ ）
処分担当課	北海道計量検定所 業務課（電話番号：011-572-1788）
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/krk/shinsakijun.htm 法令の定めにくくされているため審査基準は設定していない。

法 令 名	計量法
根 拠 条 項	計量法第 1 2 2 条第 2 項第 1 号又は第 2 号
許 認 可 等 の 種 類	計量士の登録又は資格認定申請に係る実務の証明書の交付
法令の定め	計量法 第 1 2 2 条第 2 項第 1 号又は第 2 号 計量法施行令第 3 0 条第 1 項 (資格認定)
審 査 基 準	
標準処理期間	総 期 間 1 0 日・丹 (注：休日は含まない。) 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 1 0 日・丹 ()
処 分 担 当 課	北海道計量検定所 総務課 (電話番号：011-572-1786)
申 請 先	同 上
問 い 合 わ せ 先	同 上
備 考	公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/krk/shinsakijun.htm 法令の定めに尽くされているため審査基準は設定していない。

法令名	計量法
根拠条項	計量法第 1 2 7 条第 1 項
許可等の種類	適正計量管理事業所の指定
法令の定め	計量法第 1 2 8 条 (指定の基準) 計量法施行規則第 7 5 条 (指定の基準)
審査基準	
標準処理期間	総期間 3 0 日・丹 (注: 休日は含まない。) 経由機関 2 0 日・丹 (特定市) 協議機関 日・月 () 処分機関 1 0 日・丹 (計量検定所)
処分担当課	北海道計量検定所 総務課 (電話番号: 011-572-1786)
申請先	北海道計量検定所 総務課 (電話番号: 011-572-1786) 特定市 (札幌市、函館市、小樽市、旭川市、室蘭市、釧路市、帯広市、苫小牧市)
問い合わせ先	同上
備考	公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/krk/shinsakijun.htm 法令の定めに尽くされているため審査基準は設定していない。 事業所の所在地が特定市の場合には、当該特定市を経由して申請する。

法令名	北海道計量検定所条例
根拠条項	北海道計量検定所条例第 3 条第 1 号
許可等の種類	検定又は検査に合格した旨の証明書の交付
法令の定め	北海道計量検定所条例第 4 条第 1 項 計量に関する証明書の交付請求の方法 北海道計量検定所条例第 4 条第 2 項 計量に関する証明書の交付請求手数料
審査基準	
標準処理期間	総期間 10 日・丹 (注：休日は含まない。) 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 10 日・丹 ()
処分担当課	北海道計量検定所 業務課 (電話番号：011-572-1787、1772、1788)
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/krk/shinsakijun.htm 法令の定めに尽くされているため審査基準は設定していない。

法令名	北海道計量検定所条例
根拠条項	北海道計量検定所条例第 3 条第 3 号
許可等の種類	修理又は販売事業の届出に関する証明書の交付
法令の定め	北海道計量検定所条例第 4 条第 1 項 計量に関する証明書の交付請求の方法 北海道計量検定所条例第 4 条第 2 項 計量に関する証明書の交付請求手数料
審査基準	
標準処理期間	総期間 10 日・丹 (注：休日は含まない。) 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 10 日・丹 ()
処分担当課	北海道計量検定所 総務課 (電話番号：011-572-1786)
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/krk/shinsakijun.htm 法令の定めに尽くされているため審査基準は設定していない。

法令名	北海道計量検定所条例
根拠条項	北海道計量検定所条例第 3 条第 4 号
許可等の種類	依頼検査
法令の定め	北海道計量検定所条例第 4 条第 1 項 依頼検査の方法 北海道計量検定所条例第 4 条第 2 項 依頼検査手数料の額
審査基準	
標準処理期間	総期間 30 日・丹 (注：休日は含まない。) 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 30 日・丹 ()
処分担当課	北海道計量検定所 業務課 (電話番号：011-572-1772)
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/krk/shinsakijun.htm 法令の定めに尽くされているため審査基準は設定していない。